

# 公益財団法人小林奨学育英会奨学金給付規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小林奨学育英会定款第4条及び第5条に規定する奨学金の給付等に関し、必要事項を定める事を目的とする

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学学部奨学生

## 第2章 大学奨学金

(給付の対象)

第3条 大学奨学金の給付を受けることのできる者は、大学に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 岩手県奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町に住所を有する者の子弟
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、健康である者
- (3) 経済的支援が必要であると認められる者

(給付額等)

第4条 大学学部奨学生に対する給付額は、月額70,000円、年額840,000円とする。

- 2 大学奨学金は、返済を要しない。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、大学学部の正規の修学期間のうち4年を超えない範囲とする。

(出願手続)

第6条 大学奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、高等学校に在学する者にあつてはその者が在学する学校の長に、卒業生に合つては、卒業した高等学校の長に、大学に在学する者にあつては、その大学の長に提出して、その高等学校長、大学学長又は学部長の推薦を受けるものとする。

- (1) 大学奨学生(様式第1号)
- (2) 高等学校長、大学学長又は学部長の推薦状(様式第8号)
- (3) 保護者の所得証明(市町村長の発行する証明書。)
- (4) 保護者の住民票
- (5) その他必要な書類

第7条 理事長は、本会奨学生選考委員会の選考を経て大学奨学生を決定する。

- 2 理事長は、大学奨学生の採用を決定したときは、奨学証書を直接本人に交付するものとする。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、毎月分を振り込む方法により行うものとする。

(奨学金の給付の停止)

第9条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第10条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付の打ち切り)

第11条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になり、卒業の見込みがなくなったとき。
  - (4) 在学する大学から就学の継続が不適格と認められたとき。
  - (5) 倫理に反する行為が認められたとき。
  - (6) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
  - (7) その他奨学金の目的を達成する見込みがなくなったとき。
  - (8) 前各号のほか、奨学生として適正でないと認められたとき。
- 2 怪我等、疾病のために卒業の見込みがなくなったときは、奨学金の給付を直ちに打ち切るものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第12条 奨学生は、毎年度終了後1ヶ月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は終了に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(奨学生に対する補導)

第13条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な補導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅延なくその旨を書面(様式第3号)により本会に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学又は長期にわたって欠席するとき。
- (4) 復学したとき。
- (5) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき。

(奨学金の返還)

第15条 理事長は、第11条又は第14条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

(委任)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。